

大正十四年二月二十六日

衆議院議長 粕谷義三

内閣總理大臣 子爵加藤高明殿

衆議院書記官長 中村藤兵衛

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

衆議院議員 田代三吉

二

衆議院第三號

十四年七月三十日

裁可 年 月 日 施行

十四年七月三十日

内閣總理大臣 加藤高明

内閣書記官長 田代三吉

外務大臣 田代三吉

陸軍大臣 田代三吉

文部大臣 田代三吉

逓信大臣 田代三吉

内務大臣 田代三吉

海軍大臣 田代三吉

農林大臣 田代三吉

鐵道大臣 田代三吉

大藏大臣 田代三吉

司法大臣 田代三吉

商工大臣 田代三吉

別紙内務大臣請議衆議院議決明治節創定、
關スル請願ノ件ヲ審査スルニ右請願ニ對スル同大

十六

濟

衆

1206

0000 1206

臣ノ意見ハ相當ノ儀ト被認ニ付請議ノ通閣議決定相成然ルヘシ

指令案

明治節創定ニ関スル請願ノ件請議ノ通

大正十四年七月二十三日

内務省衆書第八號

明治節創定ノ請願

長岡市 野本 恭 八郎 提出

右請願ノ要旨ハ

明治天皇仁聖ノ神風派ク中外ニ扇揚シ國運益進展シテ止マサルハ億兆ノ均シク讃仰シ奉ルトコロナリ依テ其ノ御盛業ヲ永遠ニ仰慕シ奉ラムカ爲

明治天皇ノ御降誕アラセラルタル十一月三日ヲ以テ明治節ト名ケ邦家ノ一大祝日トセラレタシト謂フニ在リテ衆議院ニ於テハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決シタルモノナリ依テ審

衆議院

内務省

衆議院

衆議院

案スルニ帝國臣民カ

明治天皇ノ御^次誕德ヲ慕ヒ其ノ御降誕日ヲ祝シ奉ルヘキコトハ勿論ノ
儀ナルモ毎年御降誕日ヲシテ邦家ノ一大祝日ト定ムルニ付テハ慎重
考慮ヲ要スヘキモノアルヲ以テ今俄カニ採用難相成ト認ム

右閣議ヲ請フ

大正十四年七月十七日

内務大臣 若^楓 禮次郎



内閣總理大臣 子爵加藤高明殿

追テ本請願ノ趣旨ニ付テハ曩ニ宮内大臣ニ打合濟ニ有之爲念申添候

意見書

(請願特別報告第四號)

請願文書表第九號

明治節創定ノ請願 長岡市觀光院町 九百七十五番地 野本恭八郎呈出(紹介議員山田又司君外一名)

右請願ノ要旨ハ 明治天皇仁聖ノ神風治ク中外ニ扇揚シ國運益進展シテ止マサルハ億兆ノ均シク讃仰シ奉ルトコロナリ依テ其ノ御盛業ヲ永遠ニ仰慕シ奉ラムカ爲 明治天皇ノ御降誕アラセラレタル十一月三日ヲ以テ明治節ト名ケ邦家ノ一大祝日トセラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

大正十四年 二月十四日

衆議院議長 粕谷 義三



衆議院

一

内閣總理大臣 子爵加藤 高明 殿

衆議院書記官長 中村 藤兵衛



大正十四年七月二十日
衆議院書記官長 中村 藤兵衛
内閣總理大臣 子爵加藤 高明 殿
別紙内務大臣請議故増本忠兵衛贈位、関スル
請願ノ件ヲ審査スルニ 右請願ニ對スル同大臣ノ
裁可 年 月 日 施行
決定 元年七月廿二日

衆乙第三一〇號
案 起 十四年七月二十日
裁可 年 月 日 施行
決定 元年七月廿二日

内閣總理大臣 加藤 高明

内閣書記官長



内閣書記官 齋藤 孝

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

華政

正

△

後

別紙内務大臣請議故増本忠兵衛贈位、関スル
請願ノ件ヲ審査スルニ 右請願ニ對スル同大臣ノ

1210